

# 食品衛生責任者 養成講習会で 資格を

# Get!



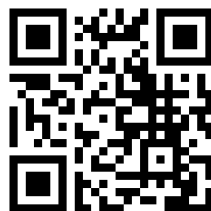
TEL/FAX 0766-28-7150

- 飲食店やお菓子屋、精肉店などの食品製造販売する施設では、「食品衛生責任者」の設置が義務付けられています。
- 調理師や栄養士などの資格を持つ人以外は、食品衛生責任者になるための資格の取得が必要です。お店を始める前に、まず、養成講習会（期間1日）を受講・修了してください。
- 富山県内では、**富山市と高岡市の会場ではほぼ毎月交互に養成講習会を開催**しています（集合型6500円）。それ以外に「日本食品衛生協会eラーニングサービス」によるWEB講習会でも資格を取得することができます。
- 詳しくは、高岡食品衛生協会のホームページ（検索or二次元コード参照）をご確認ください。

## 新規開業！事業承継！人事異動！ 将来に備えて資格、「今」でしょ！



高岡食品衛生協会



ネットで申込み**OK!**

スマホのカメラでパシャリ！